五

不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受ります。 利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載

された利用者負担の割合よりも、

当該措置が優先されます。

市町村にその旨を届け出てください。

(惠面) はありません。)

この証を添えてください。 きには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、 この証の表面の記載事項に変更があったときは、 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったと 十四日以内に、この証を添えて、

きは、 払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のう 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとすると 「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支 必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。 往

(教團)									
	介	護交付	保力	険日	負年	担	割月	合目	ie .
	番	号							
被保	佳	所				-			
	フリ	ガナ							
敞者	氏	名							
1.7	生年	月日	明治	・大正	- 昭	n e	Я	日性別	男・女
利用者負担 の割合 適 用 期 間									
	1	M		始年月 大年月		平成 平成	年年	月月	E E
	1	1 91		始年 本了年		平成 平成	年	月 月	B B
並(食者に	呆験							

	~~~~		
1 この証の大きさは、	縦128ミリメートル	横91ミリメートル	レナスニレ

必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二を様式第一号の二の二とし、 様式第一号の次に次の一様式を加える。